

『唯信抄』撰述の背景

細川 行信

一

『唯信抄』撰述の問題でございますが、これについて、『真宗聖典』には、『唯信抄』という書物の名前の字がほとんど金偏になっております。ところが、今回の発表では「唯信抄撰述の背景」と、手偏にいたしましたので、まずそのことから申し上げてみたいと思います。

これまで『唯信抄』に関して、私も何度か研究誌に発表したことがあります。最初の頃は『真宗聖教全書』によって「抄」と手偏を用いております。ところが高田専修寺の親鸞聖人書写本（信証本）には、その表題が「鈔」と金偏になっており、またそれを底本としました『親鸞聖人全集』では『唯信鈔』、そして聖人の『唯信鈔文意』も金偏になっております。そこで、私は途中から金偏に変えたのでありますが、しかし、それでは金偏に統一してよいかという事になりますと、どうもスッキリいたしません。もっとも手偏でも金偏でも意味としては同じですので、どうでもよい様ですが、私なりに問題を懐き戸惑ってしまいますので、そのことから一つおさえておきたいと思えます。

これについて、撰者の聖覚法印の書いたものがのこっておれば一番よいのですが、それはありません。こんにち、親鸞聖人の書写されたものが四本のこっております。このうち、西本願寺本には外題も内題も、手偏になっており、

したがって『真宗聖教全書』には手偏になっております。ところが、その外に三本があり、聖覚法印の草本から書写したという専修寺の信証本は前述したように金偏であります。そして、その『唯信鈔』から親鸞聖人は後にさらに『唯信鈔文意』を撰述されますが、これも、金偏になっております。ところで、その『唯信鈔』と同じく信証の袖書のある『唯信鈔文意』の書きはじめのところにある「唯信抄トイフハ」という「抄」は手偏になっているのです。そこで、もう一度考えなおさなければならぬのではないかと思ひ、さらに親鸞聖人の書かれた他のものをみておりますと、『尊號真像銘文』のなかに、

コノ本願ノヤウハ唯信抄ニヨク／＼ミエタリ

とあり、それは建長本（法雲寺本）、正嘉本（専修寺本）とも手偏になっております。また専修寺にもう一つ平仮名本『唯信抄』があります。最初のほう三分の一は今日欠けておりますが、その袋綴になっている袋のところをひらき、いわゆる『唯信抄』の紙の裏側に書いたものが『見聞集』というものでこのこっております。この『見聞集』には『涅槃経』や『五会法事讃』の文を集めておいてになります。そのなかに「唯信抄」という字のあることを知ったのであります。それは、おそらく平仮名本『唯信抄』の表題ではなかったかと思われのですが、それが「抄」と手偏になっております。このようなことから、だんだんと手偏の『唯信抄』のほうにかたむいてまいりました。

さらにまた、真宗以外の古いものでは『明義進行集』という本の中に聖覚法印のことがでており、『唯信抄』のことが載せられてありますが、それも手偏になっております。また、やや時代はくだりますが、法然上人伝の集大成といわれる『法然上人行状絵図』にも、やはり手偏で「唯信抄」（第十七）とあります。

以上のようなことから、それではもう手偏にしたいということで、ここに再び『唯信抄』と手偏にしたわけでございます。だいたい前置が長くなりましたが、ここまで申し上げないと本論に入れませんで、一応お話しいたしました。

『唯信抄』は親鸞聖人の書写された専修寺の二本、西本願寺本、そして東本願寺の断簡本のいずれにも、

承久三歳仲秋仲旬第四日

と奥書に撰述年時があり、承久三年（一二二二）八月十四日に撰述されたことが明確でございます。時に聖覚法印は十五歳。そして、わが親鸞聖人は四十九歳で、そのころ東国におられた時代であります。ところで、この年は『唯信抄』の書かれました八月より少し前に承久の乱がおこっております。

承久の乱は鎌倉幕府の成立によって打撃をうけた公家が勢力回復を計り、後鳥羽上皇を中心に幕府討伐の兵を起したのであります。上皇は五月十四日に北条義時追討のために近畿の兵および諸寺の僧兵を集め、翌十五日には追討の院宣を出したのですが翌月の六月十四日に勢多、宇治において上皇の軍が敗れ、翌十五日には幕府軍が入京したのであります。この時、上皇は時房に勅使を送り、実は討幕の本意ではなかったことを陳弁し、京都の秩序維持を依頼したのであります。ところが幕府は断乎たる処置を決し、仲恭天皇を廃して後堀河天皇を立て、院の近臣である藤原基朝、平有範、源宏綱、藤原宗行などを斬りました。ついで後鳥羽上皇は七月十三日に隠岐へ、順徳上皇は七月二十一日に佐渡へ、そして閏十月十日には土御門院が土佐へそれぞれ配流され、また後鳥羽上皇の第三皇子である六条宮雅成親王は但馬に、第四皇子の冷泉宮頼仁親王は備前へ流されます。そして同時にその三千余ヶ所の所領を没収して功績のあった武將に与えるという事件であります。承久の乱は、こうしてわずか一ヶ月の戦乱で上皇方が敗れ、三上皇が流されるのでありますが、実はそのうちのお二人は、かつて承元元年（一二〇七）の専修念仏の弾圧の時、いわゆる弾圧者側として念仏者の死罪流罪を執行したかたであります。それが十四年たった承久三年には今度は新しい権力者から追放され流されることになったわけであります。

このような承久の乱と、『唯信抄』の撰述が関係あるのではないかと思っております。と申しますのは、『唯信抄』を含め、さらに念仏者側からだされたものは、いずれもこういった事件と関係があるのではないかということです。それは当然、歴史的な面から問題になるからであります。そこで今は歴史的な面から、そして更には思想的な面におよんでみたいと思うのですが、その歴史的な面からみますと、いま申しましたように承久の乱と同じ年に『唯信抄』が書かれたのであります。

三

そして、さらに専修念仏者の側としては聖人の『教行信証』後序に聖人自身が越後へ流される承元の弾圧事件を、主上臣下、法に背き義に違し

と、『背法違義』という言葉で誌されてあります。このことに関して、かつて服部之総氏が『親鸞ノート』（昭和二五年刊）にこの承久の乱を注目してあります。それは、親鸞聖人の晩年の年紙、すなわち『御消息集』第二通に、

さればとて念佛をとどめられさふらひしが、世にくせごとのをこりさふらひしかば、それにつけても念佛をふか
くたのみて、よくいのりに、こゝろにいれて、まふしあはせたまふべしとぞおぼへさふらふ

とあり、その「世にくせごとのをこり」ということが、これまで明確でなかったのですが、それを服部氏は承久三年の乱であるということをおられます。その後、研究がすすめられ、特に松野純孝氏は『親鸞』（昭和三四年発行）のなかで、承久の変をめぐる聖覚、親鸞について詳しく論考を発表されています。

松野氏は、そこで史料として法然伝のなかより『十六門記』をあげておられますが、それにはこの事件をはっきり「逆乱」として注目されています。それは、かつて弾圧した主上臣下がそののち今度は弾圧されるということで、非常に理解しやすいわけであります。しかし、この『十六門記』は「安居院沙門釋聖覚記」とありますが、今日の研究

では聖覚のものではありませんし、また時代もさがりますので、いまは史料として用いるわけにはまいりません。そこで、他の古い史料を求めますと、『法然上人行状絵図』の第三十六巻に「倡妓の託宣」ということがのっており、やはり表現としては承久の逆乱ということでございます。また、覚如の『拾遺古徳傳』第七巻に、

またのちに信空上人のいはく、先師のことは相違せず、はたしてその報あり、いかんとなれば、承久の騷亂に東夷上都を靜謐せしとき、きみは北海のしまのなかにまし／＼て多年こゝろをいたましめ、臣は東土のみちのほとりにして一時に命をうしなふ、先言たがはず後生よろしくきくべしと

とあり、ここでは「騷亂」という表現になっており、しかもそれはかつて比叡山時代に法然上人と同僚であり、また法然上人の高弟である信空上人がいわれたとして伝えられております。また、この『拾遺古徳傳』よりやや古く、史料的にも非常に価値の高い『傳法絵』（高田専修寺本）には、

信空のの給はく、先師のことばたがわず承久三年に君はおきの國にとしをへて御なげき、臣は東土のみちに命をうしなう

とあり、また琳阿本には、

信空上人のいはく、先師の事はたがはず、はたしてそのむくひあり。なにをもてしるとするならば、承久の變亂に東夷上都にかちし時、きみは北海の島の中にましまして多年心をいたましめ臣は東土のみちのかたはらにして、一旦いのちをうしなう。先言のしるしある後生よろしくきくとるべし

とあり、そこでは「變亂」と書いてあります。

このように、いろいろと史料をみておきますと、これは松野氏も既に注目しておられますが、かつて弾圧した人が報によって今度は流されていくということでの「さま見ろ」ということではないのであります。

松野氏は特に『教行信証』後序の、

諸寺の釋門教に昏くして眞假の門戸を知らず、洛都の儒林行に迷うて邪正の道路を辯こと無し。斯を以て興福寺の學徒、太上天皇後鳥羽院と号す今上土御門と号す聖曆承元丁卯の歲、仲春上旬の候に奏違す。主上臣下、法に背き義に

違し、忿を成し怨を結ぶ。茲に因て眞宗興隆の大祖源空法師・並に門徒數輩・罪科を考へず猥しく死罪に坐す

という文と、親鸞の七十六歳の時に撰述された『浄土高僧和讃』のうちの、

承久ノ太上法王ハ

後高倉院

本師源空ヲ歸敬シキ

釋門儒林ミナトモニ

ヒトシク眞宗ヲサトリケリ

という源空讚に注意して述べておられます。その「承久ノ太上法王」とは、承久の乱により幕府方のほうから天皇の位に就かれた後堀河院の父である守貞親王のことであり、天皇の父ということで後高倉院といわれるのであります。

そのために「承久ノ太上法王」の横に小さく「後高倉院」と書かれています。そして「本師源空ヲ歸敬シキ 釋門儒林ミナトモニ ヒトシク眞宗ヲサトリケリ」とあるように、ここでは、後序において「主上臣下、法に背き、義に違し」と背法違義ということでは非常にきびしく批判すると共に、かつて弾圧した釈門儒林が今度はみな眞宗に帰依したというのであります。すなわち、十四年前には弾圧し、今度は弾圧した人達は流され、そして帝位に就く思いもしなかったが、子息が天皇となったために後高倉院となり、そして、その時代になると釈門儒林がみな眞宗をうやまつたというのであります。そのことには承久の変が非常に大きな契機になっているということを非常に詳しく述べて

おられます。しかし、そう申されましても、やはり表現によりますと「このような「諸寺釋門」「洛都儒林」の承元の段階から承久の段階へのまさに百八十度の転換ぶりを、ではどうした契機によって、親鸞はかくつかんだのであろうか（『親鸞』二八三頁）」といっておられますが、それは承久の変が契機になり、そこにおいて念仏の勝利が確信された、念仏前進の精神的支柱となったということをおっしゃるわけでありませう。

なるほど、後序のこの文と『高僧和讃』の源空讚のその文とをあわせると、まことに言葉が一致するわけですが、その松野氏の御意見をさらにもう少し私なりに經典の上で確かめてみたいと思います。

五

それは、私もやはり余りにも厳しい言葉がでてきたので、はじめ注目したのですが、後序にあります「主上臣下」「背法違義」それから「忿成怨結」という言葉が表現のうえではありますが、そのまま『大無量寿経』悲化段の五悪段の第二悪のところの文に、

一、都て義理無く、法度に順せず

一、主上不明にして臣下を任用す、臣下自在にして機偽多端なり

一、忿り怨結を成す

というかたちででているわけです。これが悲化段ということから考えますと、後鳥羽上皇は今度は北海に流される身となられ、また前に述べましたように一族の方々も流されるということのなかで、はじめて人間の悲しみを痛く身にしみて感じられ、そういうなかから聖覚法印へ念仏についての、いろいろな質問状を出されたのではないかと思えます。一念多念のことについては、まだ京都におられた時代から聖覚に質問状を出しておられますが、さらに隠岐に流されてからのほうが、切実な問を聖覚に尋ねられ、聖覚もその疑問について応答されたものとうかがわれます。そ

れが実は『見聞集』の中にのこっておりす。すなわち、「或人夢」ということで書かれており、その最初に、

隱岐院の大上天皇にてわたらせおはしましゝとき

とありますが、これは後鳥羽上皇のことであります。このようなものが前にもいいましたように平仮名『唯信抄』をひらいて書かれた『見聞集』として親鸞聖人の筆によってのこっております。聖覚は文暦二年（一二三五）三月五日に六十九歳で亡くなりますが、その聖覚を追慕しながら親鸞が六月十九日に書写したのが平仮名『唯信抄』であります。その間、三ヶ月ほどあるということは、おそらくこの時まで、親鸞は六十三歳ですが、在関しておられたのではないかと思います。そして、おそらくその後京都へ帰えり平仮名『唯信抄』の袋綴をひらいて『涅槃経』、『五会法事讚』というものを書いたのではないかと思われす。その中にいま申しました「或人夢」、さらに但馬流謫の雅成親王へは「御念佛之間用意聖覚返事」というのがあり、また「恩徳讚」といわれているものの原資料である「聖覚法印表白文」もございます。今日これは写真版で全部出版されておりますので、聖覚の『唯信抄』を中心に、親鸞ののこされた史料によってどういう人達が念仏に本当に帰入したかを知ることができるのであります。

六

それはいま申しましたように、かつての権力者といえども、今度は弾圧される身というものを本当に深く感じ悲しみ、そこから念仏に本当に帰依していくのであります。このようなことは既に兼実において、建久六年に近衛家との争いの中で敗れ失脚し、三年後の建久九年に法然上人に『選択集』を書いてもらうということがあります。兼実の場合には頼りとしていた子息の良経に先だれた親としての悲しみを縁として、いよいよ大悲に摂化され、念仏をあじわっていかれるわけですが、今の場合でも、こんどは弾圧によって流される身となられたかつての主上が聖覚法印に念仏のおしえを聞いていくわけです。そして、そういうなかから『唯信抄』も書かれたのではないかと考えるので

あります。

こういう後鳥羽上皇の側についていたり、あるいは幕府側についていたり、その唱導師としての自由な立場から隆寛のように放逐されることなく、念仏をつたえていった聖覚法印の性格が明確ではないということを前にも考察したことがございますが、いずれにしろ、前述したように人間の浮き沈みの中の悲しみを縁としてお念仏が広まっていったのであり、私はそういう一つの事件の中で『唯信抄』をとらえてみたいと思つたことでございます。

なお思想的な面から、いわゆる法然上人の念仏義というものを正しく受容いたしました聖覚がどのように法然のおしえをつたえ、さらに親鸞への媒介となっていくかという面のことをさらに申し上げてみたいと思つておりましたが、予定の時間になりましたので今日は特に歴史的な面の背景だけで終わらせていただきます。

(本稿は昭和五十二年十月二十六日の真宗学会大会に於ける講演の筆録を先生に加筆・整理していただいたものである。)